　議員提出第２号議案

　　品川区議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を地方自治法第１１２条および品川区議会会議規則第１４条第１項の規定により提出する。

　　令和７年３月２６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　提出者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　まつざわ　和昌　　若　林　ひろき

　　　　　　　　　　　　　　　　　　大倉　たかひろ　　こしば　　　新

　　　　　　　　　　　　　　　　　　せ　お　麻　里　　西　村　直　子

　　　　　　　　　　　　　　　　　　こんの　孝　子　　塚本　よしひろ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　松永　よしひろ　　山本　やすゆき

　　　　　　　　　　　　　　　　　　安　藤　たい作　　石　田　ちひろ

須　貝　行　宏

　品川区議会議長

　　渡　辺　ゆういち　様

　　　品川区議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

　品川区議会個人情報の保護に関する条例（令和５年品川区条例第１２号）の一部を次のように改正する。

　第２条第４項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

　第１２条第５項の表以外の部分中「および第２９条」を削り、同項の表の右欄中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

　第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「または報酬、福利厚生に関する事項その他」を「もしくは報酬もしくは福利厚生に関する事項または」に改める。

　第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」および「この章および第４８条において」を削る。

　第２７条第２項中「この章において」を削る。

　第３１条第２項中「この章および第４８条において」を削る。

　第３２条第３項中「この章において」を削る。

　第３８条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章および第４８条において」を削る。

　第３９条第３項中「この章において」を削る。

　第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

　第４８条中「特定」を「特定に資する情報の提供」に改める。

　第５２条から第５４条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

　　　付　則

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第２条第１０項の改正規定（「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める部分に限る。）および第１２条第５項の改正規定（「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める部分に限る。）　令和７年４月１日

⑵　第５２条から第５４条までの改正規定　令和７年６月１日

２　前項第２号に掲げる規定の施行の日前にした行為の処罰については、改正後の第５２条から第５４条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

　（説明）番号利用法および刑法等の改正に伴い所要の改正を行うほか規定の整備を行う必要がある。